# つちはし事務所通信

発行:つちはし社会保険労務士事務所 〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email:sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年12月1日

12

December

2024



続報!徳島県賃上げ支援事業の詳細が発表になりました。

徳島県では、最低賃金改定による激変緩和措置として、令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に、時間給「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げた中小企業・小規模事業者を対象に、一時金を支給する「徳島県賃上げ支援事業」を実施します。その詳細が発表になりました。

・・・・・・・徳島県賃上げ支援事業の詳細について(徳島県ホームページより)・・・・・・・

# 支給対象事業者

県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用しているものに限る)を含む。

# 一時金の支給額

正規雇用労働者1人	非正規雇用労働者1人	1事業所あたり
5万円	3 万円	最大 50 万円※

※1 事業所:法人番号単位での申請

# 賃上げの対象時期・賃上げ額

令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に、時間給「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げていること。 ※令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に複数回の賃上げを行った場合も可。

※引き上げ後、最低1か月以上の賃金支給実績があること。※改定後の賃金の支給が令和6年12月以降となったものも含む。

#### 賃上げ対象従業員

令和6年8月1日時点で、県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間4時間以上(月所定労働時間18時間以上)であること。

なお、国の令和6年度キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の適用を受けた従業員又は受ける見込みのある従業員は除く。

# その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

#### 申請受付期間

令和6年12月2日(月)から令和7年2月28日(金)まで【必着】

# ホームページより電子申請する場合(12月9日より開始)

詳細は後日ホームページに掲載します。申請書類の受理から一時金の振込までは、およそ4週間を予定しています。

# 郵送により申請する場合(12月2日より開始)

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1 徳島県賃上げ支援事業運営事務局「(株)テレコメディア内」まで郵送ください。 ※申請書類の受理から一時金の支払いまでは、およそ5週間を予定しております。

#### 申請書類

- 1. 徳島県賃上げ支援事業申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- 2. 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- 3. 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 4. 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- 5. 一時金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- 6. (法人のみ)履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内)
- 7. (個人事業主のみ) 直近の確定申告書(「青色申告| 又は「白色申告|) の写し
- 8. その他、知事が必要と認める書

# お問い合わせ (12月2日より対応)

ご不明点等がある場合は次の連絡先にお問い合わせください。 ○徳島県賃上げ支援事業運営事務局 電話088−603−8060

★対象従業員がいる場合は、申請受付期間内に忘れずに申請しましょう。詳しくはお問い合わせください。

# 12月2日から健康保険証が発行されなくなります。(資格確認書・マイナ保険証)

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が開始されます。その内容を確認しておきましょう。

# 

# 現行の健康保険証について

12月2日以降、健康保険証は発行されません。協会けんぽ発行の健康保険証は、令和7年12月1日(経過措置期間)まで使用できます。被扶養者認定や婚姻等で氏名変更となる場合、健康保険証を紛失した場合も、再発行はされませんのでご注意ください。 令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は今まで通り会社へ返納してください。

# 12月2日以降の取得手続き

新たに被保険者や被扶養者になる方がマイナ保険証を登録していない場合は、資格確認書(下図参照)が発行されます。資格確認書を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者(異動)届」の資格確認書発行要否のチェック欄にチェックを入れて提出します。②が入っていない場合も協会けんぽが職権で資格確認書を交付しますが、発行までに時間がかかるとされています。そのため手続の際、①マイナンバーカードを作っているか、②マイナ保険証を登録しているか、を把握する必要があります。

# 現在マイナ保険証を登録していない従業員の方について

協会けんぽで「マイナンバーが確認できない」「マイナ保険証を登録していない」場合は、 経過措置期間終了前に、協会が職権で「資格確認書」を発行します。

令和7年秋頃までに順次発行の予定です。

# マイナンバーカードをマイナ保険証に登録するには

マイナンバーカードを作成しただけではマイナ保険証として利用することはできません。 申請は、市区町村役所窓口、スマートフォン、パソコン、証明写真機、郵便などにより 行うことができます。



★今後、従業員の入社連絡の際などには、マイナンバーカードを作っているか、マイナ保険証の登録を行っているかの ご連絡を合わせてお願いいたします。不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

# あとがき◆ つちはし事務所より

- ★ 年末恒例の来年の話題ですが、労働社会保険の分野では次のような法の施行が予定されています。
- ①育児介護休業法等改正(2025年4月1日・10月1日施行)、育児に関する働き方の柔軟化措置・意向聴取等の義務化など
- ②雇用保険法等改正(2025年4月1日・10月1日施行) | 雇用保険制度の拡充と見直し
- ③高年齢者雇用安定法の経過措置終了(2025年3月31日まで) | 65歳までの雇用確保の完全適用
- ★ 育児介護休業法の改正は、令和4年にも大幅改正が行われ、各事業所の就業規則の書き換えがおこなわれましたが、今回も同様に育児介護休業規程の改正とそれに伴う「労使協定」の改定が必要になります。つちはし事務所のお客様には、詳細が決まり次第「児介護休業規程改正のご案内」をお送りいたします。
- ★ 雇用保険法および子ども・子育て支援法の改正により、雇用保険制度の見直しが行われます。影響が大きいと思われるのは、高年齢雇用継続給付の給付率引下げ(15%→10%)。継続雇用制度により再雇用等で働いている人については、手取りの減少となりますので、給与の見直しが必要かもしれません。一方、共働き、共稼ぎの推進等を目的として「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」が4月に創設されます。給付内容の確認をお願いいたします。
- ★ 今年のつちはし事務所の冬期休暇は12月28日(土)から1月5日(日)の予定です。 12月27日(金)につきましては年末業務の為、ご対応出来かねる場合があります。 お早めにご相談ください。年明けの仕事始めは1月6日(月)です。ご不便をおかけしますが よろしくお願いいたします。 皆様に楽しいクリスマスと素晴らしい新年が訪れますように!